

兵庫県公報

令和8年7月21日 火曜日 第738号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

ページ

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（地域福祉課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 土地改良区の解散認可（同）	6
○ 県営土地改良事業の緊急防災等工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	7
○ 指定公金事務取扱者の指定（水産漁港課）	7
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	8

公 告

○ 入札公告（物品管理課）	8
○ 同 上（同）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	14

選挙管理委員会告示

○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	14
---	----

告 示

兵庫県告示第722号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
ショートステイサービス千鶴園	加古川市野口町水足109―1	社会福祉法人万亀会	加古川市野口町水口107―1	令和8年4月13日
みどり薬局	小野市大島町1656	株式会社みどり薬局	小野市大島町1656	同 年3月1日

~~~~~

### 兵庫県告示第723号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 中佐土地改良区

##### 退任役員

| 役員の区分 | 氏名   | 住所           |
|-------|------|--------------|
| 理事    | 石谷喜規 | 豊岡市内町516番地の2 |

~~~~~

兵庫県告示第724号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

明石堀割土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	神足辰彦	明石市藤江1532番地
同	澤田則雄	同 市沢野南町2丁目1番地の9
同	井上廣文	同 市貴崎5丁目4番15号
同	柳川武司	同 市大久保町森田182番地
同	吉本彰	同 市小久保5丁目7番地の3
同	中西章二	同 市野々上1丁目2番地の1
同	赤松保	同 市林2丁目14番12号
同	由井孝	同 市和坂2丁目15番2号
同	木下和憲	同 市大久保町松陰149番地
同	田口隆清	同 市野々上2丁目7番地の1
同	藤谷和彦	同 市松江537番地
監事	岸本隆好	同 市沢野南町2丁目3番地の6
同	今村博彦	同 市藤江323番地
同	石田宏	同 市和坂1丁目10番10号

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	神足辰彦	明石市藤江1532番地
同	澤田則雄	同 市沢野南町2丁目1番地の9
同	井上廣文	同 市貴崎5丁目4番15号
同	柳川武司	同 市大久保町森田182番地
同	吉本彰	同 市小久保5丁目7番地の3
同	中西章二	同 市野々上1丁目2番地の1
同	赤松保	同 市林2丁目14番12号
同	由井孝	同 市和坂2丁目15番2号
同	木下和憲	同 市大久保町松陰149番地
同	岸本伸二	同 市小久保6丁目7番地の9
同	藤谷和彦	同 市松江537番地
監事	岸本雅之	同 市沢野南町2丁目2番地の12
同	今村博彦	同 市藤江323番地
同	石田宏	同 市和坂1丁目10番10号

兵庫県告示第725号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

水足土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大 龜 衛	加古川市野口町水足1880番地
同	西 田 十 三	同 市野口町水足1263番地
同	小 谷 眞	同 市野口町水足1248番地の1
同	橘 利 彦	同 市野口町水足1881番地の1
同	橘 拓 己	同 市野口町水足1284番地
同	平 井 栄 宏	同 市野口町水足1233番地の1
同	岡 本 忠 樹	同 市野口町水足1230番地
同	橘 茂 義	同 市野口町水足1278番地の1
同	橘 明 仁	同 市野口町水足1200番地
同	大 龜 忠 広	同 市野口町水足1324番地の1
監事	橘 雅 春	同 市野口町水足1354番地
同	松 野 明	同 市野口町水足1229番地
同	岡 田 保	同 市野口町水足1888番地の3

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大 龜 衛	加古川市野口町水足1880番地
同	小 谷 眞	同 市野口町水足1248番地の1
同	橘 利 彦	同 市野口町水足1881番地の1
同	大 龜 忠 広	同 市野口町水足1324番地の1
同	平 井 栄 宏	同 市野口町水足1233番地の1
同	橘 尚 子	同 市野口町水足1883番地の1
監事	橘 雅 春	同 市野口町水足1354番地
同	岡 田 保	同 市野口町水足1888番地の3
同	澁 谷 修 身	同 市野口町水足318番地

兵庫県告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

須加院東土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	壽 賀 孝	姫路市香寺町須加院650番地
同	大 野 勝 彦	同 市香寺町須加院64番地
同	大 野 重 幸	同 市香寺町須加院616番地
同	大 野 善 將	同 市香寺町須加院73番地
同	大 野 正 喜	同 市香寺町須加院52番地
同	上 月 利 典	同 市香寺町須加院392番地1
同	上 月 公 和	同 市香寺町須加院423番地1

監 事	大 野 博 康	同	市香寺町須加院81番地
同	西 村 道 子	同	市船津町1488番地
同	濱 田 利 之	同	市香寺町須加院1421番地 1
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	大 野 勝 彦	姫路市香寺町須加院64番地	
同	小 幡 清 隆	同 市香寺町須加院1335番地	
同	大 野 重 幸	同 市香寺町須加院616番地	
同	大 野 善 將	同 市香寺町須加院73番地	
同	大 野 正 喜	同 市香寺町須加院52番地	
同	上 月 利 典	同 市香寺町須加院392番地 1	
同	上 月 公 和	同 市香寺町須加院423番地 1	
監 事	大 野 博 康	同	市香寺町須加院81番地
同	西 村 道 子	同	市船津町1488番地
同	濱 田 利 之	同	市香寺町須加院1421番地 1

兵庫県告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月21日

兵庫縣知事 齋藤元彦

蓼川土地改良区

退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
監 事	坂 本 藤 男	豊岡市日高町松岡287番地の1
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
監 事	成 田 浩 一	豊岡市日高町夏栗653番地

兵庫県告示第728号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月21日

兵庫縣知事 齋藤元彦

真南条土地改良区

退任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	酒 井 勇	丹波篠山市真南条上288番地	
同	渡 瀬 順 之	同 市真南条上724番地	
同	堀 井 聡	同 市真南条上819番地	
同	岸 本 智 行	同 市真南条下531番地 1	
同	中 西 康 二	同 市真南条中505番地	
同	岸 本 康 宏	同 市真南条中570番地	
同	岸 本 恵 一	同 市真南条中623番地	
監 事	酒 井 由 雄	同 市真南条中725番地	
同	小 林 完 也	同 市真南条上734番地	
同	岸 本 京 子	同 市真南条上1566番地	
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	

理 事	小 林 嘉 和	丹波篠山市真南条上287番地 2
同	渡 瀬 順 之	同 市真南条上724番地
同	堀 井 聡	同 市真南条上819番地
同	岸 本 智 行	同 市真南条下531番地 1
同	中 西 康 二	同 市真南条中505番地
同	岸 本 恵 一	同 市真南条中623番地
同	岸 本 剛 次	同 市真南条中652番地 1
監 事	酒 井 由 雄	同 市真南条中725番地
同	小 林 完 也	同 市真南条上734番地
同	岸 本 京 子	同 市真南条上1566番地

兵庫県告示第729号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年7月21日

兵庫縣知事 齋藤元彦

山東南部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	石 井 田鶴子	丹波市春日町東中905番地
同	坂 木 浩 明	同 市春日町国領668番地
同	秋 山 睦	同 市春日町国領350番地
同	細 見 滋 樹	同 市春日町国領1571番地
同	田 村 長治郎	同 市春日町国領1772番地
同	河 津 寛	同 市春日町棚原311番地 1
同	近 藤 悟	同 市春日町棚原1203番地
同	荻 野 朝 雄	同 市春日町棚原1183番地 1
同	久 下 治 男	同 市春日町棚原1373番地 1
同	秋 山 英 樹	同 市春日町棚原1762番地 1
同	津 田 毅 彦	同 市春日町棚原1872番地 1
同	中 野 敏 彦	同 市春日町七日市293番地
同	大 槻 義 貴	同 市春日町野村2337番地
監 事	坂 本 常 勝	同 市春日町国領1964番地 1
同	津 田 英 司	同 市春日町棚原2011番地 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	吉 住 勝 則	丹波市春日町東中1039番地
同	前 田 拓 郎	同 市春日町国領682番地 2
同	眞 継 真 悠	同 市春日町国領211番地 1
同	細 見 滋 樹	同 市春日町国領1571番地
同	田 村 長治郎	同 市春日町国領1772番地
同	山 本 健	同 市春日町棚原15番地
同	荻 野 善 之	同 市春日町棚原1173番地
同	荻 野 朝 雄	同 市春日町棚原1183番地 1
同	足 立 和 彦	同 市春日町棚原1544番地
同	秋 山 協 三	同 市春日町棚原1783番地
同	團 野 則 夫	同 市春日町棚原1928番地
同	秋 山 芳 彦	同 市春日町野上野1822番地
同	畑 正 幸	同 市春日町野村1378番地
監 事	河 津 寛	同 市春日町棚原311番地 1

同

井上 祥太郎

同 市春日町国領1160番地

~~~~~

**兵庫県告示第730号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤 元彦

| 土地改良区の名称    | 認可年月日     |
|-------------|-----------|
| 三木市六ヶ井土地改良区 | 令和8年4月30日 |

~~~~~

兵庫県告示第731号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤 元彦

土地改良区の名称	認可年月日
須加院東土地改良区	令和8年4月21日

~~~~~

**兵庫県告示第732号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤 元彦

| 土地改良区の名称    | 認可年月日     |
|-------------|-----------|
| 兵庫県鮎屋川土地改良区 | 令和8年4月28日 |

~~~~~

兵庫県告示第733号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤 元彦

土地改良区の名称	認可年月日
内原土地改良区	令和8年4月30日

~~~~~

**兵庫県告示第734号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。  
令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤 元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 塩崎土地改良区  | 令和8年5月14日 |

~~~~~  
兵庫県告示第735号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急防災等工事計画を令和8年7月7日に定めたので、緊急防災等工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 事業名
農村地域防災減災事業
- 2 地区名
杉名谷奥池地区
- 3 縦覧の期間
令和8年7月21日から同年8月10日まで
- 4 縦覧の場所
 - (1) 三木市役所（縦覧期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (2) 兵庫県のホームページ
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk10/suginataniokuike-shinki.html>

~~~~~  
**兵庫県告示第736号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し歳入の徴収及び歳出の支出に関する事務を委託した。

令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

|             |                |
|-------------|----------------|
| 名 称         | なぎさ信用漁業協同組合連合会 |
| 住所又は事務所の所在地 | 明石市中崎1丁目2番3号   |
| 徴収を委託した歳入   | 沿岸漁業改善資金貸付金償還金 |
| 支出を委託した歳出   | 沿岸漁業改善資金貸付金    |
| 指 定 し た 日   | 令和8年4月1日       |
| 委 託 し た 日   | 令和8年4月1日       |

~~~~~  
兵庫県告示第737号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定を解除する区域
令和6年5月14日兵庫県告示第462号及び令和7年6月10日兵庫県告示第507号により指定され、令和8年2月10日兵庫県告示第78号により一部解除した区域（伊丹市北伊丹八丁目10番7並びに川西市久代六丁目19番1、19番16及び19番17の各一部）の一部
 - 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
 - 3 汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去
- ~~~~~

兵庫県告示第738号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和8年7月21日から供用を開始する。

その関係図面は、令和8年7月21日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三木宍粟線	小野市檜山町字北ノ垣内25番6から 同市檜山町字北ノ垣内30番1まで	旧	7.0から 11.0まで	95.0	
		新	7.0から 20.0まで	95.0	

~~~~~

## 兵庫県告示第739号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年7月21日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 指定番号          | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                                                                                   | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|---------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------|
| 第R07淡路位置0005号 | 8.7.8            | 淡路市浦字高田278番2の一部、279番1、<br>279番6の一部、284番の一部、279番6地<br>先里道、284番地先水路<br>同市浦字宮ノ脇333番1の一部 | 6.00         | 83.09        |

## 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年7月21日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

令和8年度（下半期）用品単価契約【PPC用紙（B4，A3，A4）】

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 契約期間

令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

## (4) 納入場所

兵庫県庁各課室及び兵庫県の各地方機関

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札金額は、品目別予定数量に単価を乗じた額の全品目総価額で行う。



落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

なお、電子による場合は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 中山

電話（078）341-7711 内線75784 F A X （078）362-3928

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年7月21日（火）から同年8月4日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札参加申込の方法

### ア 書面による入札の場合

入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書を令和8年7月21日（火）から同年8月4日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

### イ 電子入札の場合

令和8年7月21日（火）から同年8月4日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和8年8月4日（火）は午後4時までとする。）に電子入札システムの利用により行うこと。

- (4) 入札・開札の日時及び場所

### ア 書面による入札

- (7) 入札・開札の日時及び場所

令和8年9月2日（水）午後2時 兵庫県庁3号館8階入札室

- (4) 入札書の提出期限

上記(7)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年9月1日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

### イ 電子による入札

- (7) 入札書の提出期間

令和8年8月26日（水）午後5時から同年9月2日（水）午後2時まで（県の休日及び午後8時から翌日の9時までの間を除く。）

- (4) 開札日時及び場所は上記ア(7)に同じ

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

令和8年7月22日（水）から同年8月19日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和8年7月22日（水）から同年8月4日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和8年8月4日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

## イ 受付場所

上記3(1)に同じ

## ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) 仕様に適合していることを確認できる書類

## エ 提出方法

電子入札システム、電子メール、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和8年8月26日（水）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

各品目別予定数量に各契約希望単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月31日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

各品目別予定数量に各契約希望単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。その場合は、契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、又は「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出し、財務規則（昭和39年規則第31号）第100条第1項第3号に該当すると判断された場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年9月18日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の可否

要作成

- ### (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

PPC Recycled Paper (B4, A3, A4)

- (3) Delivery period:

From October 1, 2026 through March 31, 2027

- (4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Government and Region Office

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 4, 2026

- (6) Deadline for tender:

14:00 September 2, 2026 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 September 1, 2026 by mail

- (7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Nakayama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural  
Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 75784

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年7月21日

契約担当者

兵庫縣知事 齋藤元彦

## 1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量

兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式

- (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

- (3) 納入期限

令和9年3月19日（金）

- (4) 納入場所

兵庫県姫路家畜保健衛生所（詳細は仕様書のとおり）

- ### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 牛、馬、豚、鶏、その他の家畜の死体を、1バッチ(1回投入)あたり400kg以上の焼却可能な焼却炉を、国、地方公共団体又は法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)に納入した実績を有する者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 中山

電話 (078) 341-7711 内線75784 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和8年7月21日(火)から同年8月4日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札・開札の日時及び場所

令和8年9月2日(水) 午後3時 兵庫県庁3号館8階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和8年9月1日(火)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和8年7月21日(火)から同年8月4日(火)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後8時まで(令和8年8月4日(火)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和8年8月26日(水) 午後5時から同年9月2日(水) 午後3時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年7月22日(水)から同年8月19日(水)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4

時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札システムによる場合は、令和8年7月22日（水）から同年8月4日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和8年8月4日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(i) 兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉仕様書「第3 7提出書類」に記載の資料等、仕様を満たしていることを確認できるもの

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和8年8月26日（水）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月31日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年9月18日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出

書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

### (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

An Incinerator for animal waste and carcass, 1 set

(3) Delivery period: March 19, 2027

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Himeji Livestock Hygiene Service Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 4, 2026

(6) Deadline for tender:

15:00 September 2, 2026 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 September 1, 2026 by mail1

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Nakayama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural

Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078) 341-7711 extension 75784

## 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年7月21日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

芦屋市朝日ヶ丘町97番1、97番2、97番3、97番4、97番5、97番6、97番7、97番8、97番9、97番10、97番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

西宮市与古道町1番13号

株式会社モレス 代表取締役 高 沢 秀 志

## 3 許可年月日及び許可番号

令和8年4月20日

兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-4-2号（7芦屋）

## 選舉管理委員會告示

兵庫県選挙管理委員会告示第53号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年7月21日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 永田秀一

表太子町の項中

「

|  |               |           |
|--|---------------|-----------|
|  | 太田東地区農村交流センター | 太子町原 1039 |
|--|---------------|-----------|

」

を

「

|  |               |             |
|--|---------------|-------------|
|  | 太田東地区農村交流センター | 太子町原 1039   |
|  | 太子町保健福祉会館     | 太子町老原 102—1 |

」

に、改める。